

西之表市監査委員公表第 30 号

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により監査の結果に関する報告を決定し、別紙のとおり公表する。

令和 3 年 11 月 19 日

西之表市監査委員 廣瀬 正和
西之表市監査委員 鮫島 市憲

西之表市水道事業会計定期監査報告書

- 1 監査の対象 水道事業会計
工事実地監査
・R2(緑) 県道伊関国上西之表港線配水管布設替工事(2工区)
・R2(緑) 人にやさしい道づくり工事(東町工区)に伴う配水管布
設替
・R2(緑) 総合流域防災(河川)工事(湊川工区)に伴う配水管布
設替
- 2 監査の事項 令和3年度9月末日現在の経営に係る事業の管理
- 3 監査の時期 書類審査: 令和3年11月11日(木)
工事監査: 令和3年11月12日(金)

4 監査の手続

経営に係る事業の管理について、関係法令・条例及び規則に準拠して事務執行されているか等について、予め関係資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取するほか、通常実施すべき監査を実施した。

5 監査の結果

水道事業の経営に係る事業管理については、関係法令、条例及び規則に準拠し、概ね適正に執行されていると認めた。

令和3年度上半期における実績は、給水件数 51,689 件、有収水量 772,915 m³で、人口減少や新型コロナウイルス感染拡大により不要不急の外出・移動自粛などにより、事業所や一般家庭での使用が減少したことから、前年度同期と比較すると、給水件数で 166 件(0.32%)、有収水量で 27,189 m³(3.4%)の減となっている。

また、現年度水道使用料の調定額は 210,000,418 円で、対前年度比 6,125,843 円(2.83%)の減額となり、現年度水道使用料の調定に対する収入額は、202,773,476 円で、収納率は 96.56%となっている。過年度水道使用料における収入額は、調定額 7,541,103 円に対し、2,492,559 円で、収納率は 66.95%となっている。

水道使用料滞納整理状況については、収納率は 95.53%で、前年度同期と比較して、0.23 ポイント上昇しており、今後も引き続き、収納率向上に向け取り組みをお願いしたい。

次に、上半期の当期純利益は、前年度より 435,389 円増の 15,593,447 円となっている。これは、収益面で、給水収益が大幅に減少しているが、費用面においても、人員削減による人件費や配水量の減少に伴い、動力費、薬品費などの減少、法定耐用年数を経過した施設が増え、減価償却費が減少したことによるものである。

なお、上半期の取り組みとして、前年度から繰り越していた配水管布設替工事 3 件及び取水ポンプの更新 1 件が完了したほか、機械及び装置購入費については、残留塩素計変換器や原水槽水位計を更新している。営業設備費では、統合した簡易水道施設が全て完成し、巡視班数が増えたことから、軽トラック 1 台を購入している。

最後に、毎年述べている事ではあるが、水道事業は、市民の日常生活において維持・継続しなければならない重要なインフラである。各施設の維持管理・更新を始めとする多様な課題が山積する中、課内が一体となって協力し合い、知恵を出し合って、更なる経営体質強化を図り、安全で安心かつ安定した水の供給のために寄与されることを期待するものである。